

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所 保安規定）【15】
2. 日時：令和2年6月9日 15時35分～18時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※…TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

義崎管理官補佐、皆川主任安全審査官※、宮本主任安全審査官、角谷安全審査官、桐原調整

係長

実用炉監視部門

平田上席監視指導官（BWR班）、久光上級原子炉解析専門官（BWR班）※

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理G マネージャー 他23名※

日本原子力発電株式会社

発電管理室 プラント管理Gr 課長 他9名※

5. 要旨

- (1) 東京電力ホールディングス株式会社から、令和2年3月30日に提出された柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、令和2年5月15日、5月22日及び5月27日の提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。
 - 低圧代替注水系（常設）の運転上の制限に関して、適用される原子炉の状態により復水移送ポンプの必要台数が異なることから、確認事項の各項目を整理して、説明すること。
 - 低圧代替注水系（可搬型）の運転上の制限において、「動作可能であること」の確認に当たっては、当該系に遠隔手動弁操作設備等が含まれることから、低圧代替注水系（常設）の動作可能であることとして必要とされる弁及び配管を整理して、説明すること。
- (3) 東京電力ホールディングス株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし